

平成23年度

読谷村の財務諸表について

平成25年 3 月

読谷村総務企画部企画財政課

～はじめに～

読谷村では、村の財政状況について少しでもわかりやすい形で公表し、村民の皆様からお預かりした税金の使い道をお知らせするとともに、村が保有する資産の状況及びその財源をお示しすることで、これまでの世代の負担により形成された財産と、将来世代が負担しなければならない債務とを明らかにするため、民間の会計手法を取り入れた新しい財務諸表を平成22年度から作成しており、今回は平成23年度の財務諸表を作成しています。

作成した財務諸表は、

- ① 「貸借対照表」
 - ・村の資産と債務のバランスや、村が保有する資産の財源を明らかにします。
- ② 「行政コスト計算書」
 - ・行政活動に要したコスト情報を確認します。
- ③ 「純資産変動計算書」
 - ・資産と債務の差額（純資産）の単年度における変動要因を確認します。
- ④ 「資金収支計算書」
 - ・経常的収支、公共資産整備収支及び投資・財務的収支の性質ごとの単年度における現金の動きを確認します。

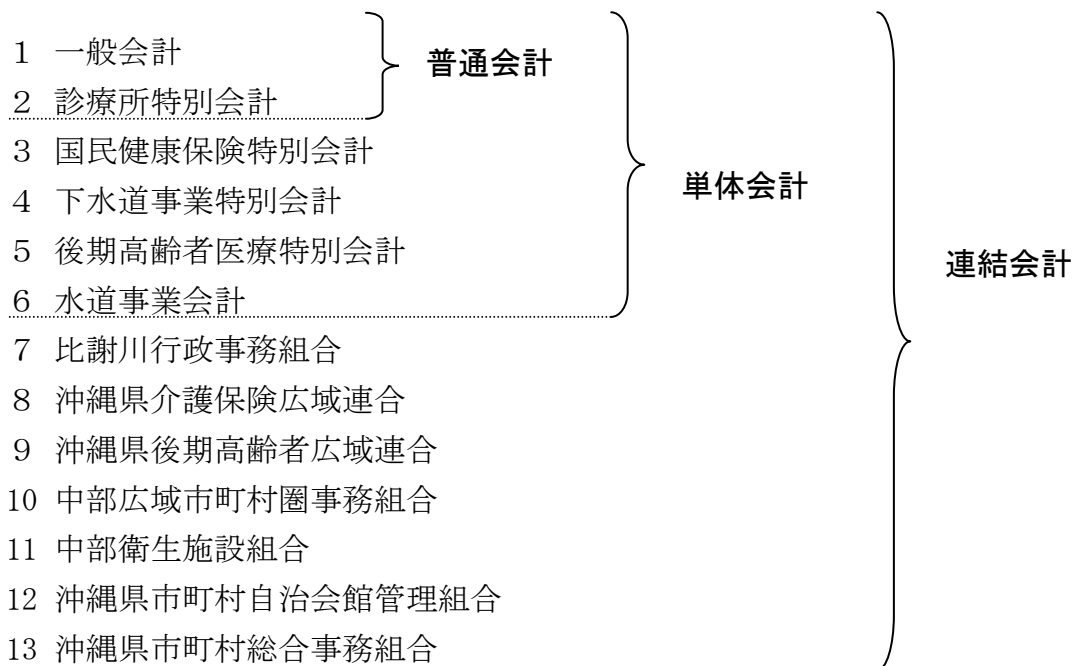
の4つの表で、作成にあたっての基準日は平成24年3月31日とし、開始時である平成23年4月1日からの一年間における資産や資金の動きを表すものとしております。

これらの新しい財務諸表は、民間の会計手法で用いられる発生主義や複式簿記の考え方を取り入れたものとなっておりますが（市町村や県、国などの官庁会計は現金主義、単式簿記）、村と民間の企業等では存立目的そのものに違いがあることから、財務諸表の作成手法やその考え方にもおのずから違いがあり、民間の企業会計に慣れ親しんだ村民の皆様には多少の違和感があるものとなるかもしれません。

しかしながら、この財務諸表により、これまで容易には理解することができなかった村のさまざまな財政情報を知ることができると思います。村民の皆様が負担した税金の使い道について認識を深めていただき、今後も村政運営にご理解をいただければと思います。

なお、本財務諸表については、「公会計の整備推進について」（平成19年10月17日総務省自治財政局長通知）等を受け、総務省から示された基準モデルに基づいて作成しており、以降の解説については、連結会計で説明を行います。

1 会計区分



2 貸借対照表 (B/S)

貸借対照表は、会計年度末における地方公共団体の財政状態（資産保有状況と財源調達状況）を表す財務書類です。

貸借対照表は、会計年度末（基準日）時点で、地方公共団体がどのような資産を保有しているのか（資産保有状況）と、その資産がどのような財源でまかなわれているのか（財源調達状況）を、対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の財政状態（資産・負債・純資産といったストック項目の残高）が明らかにされます。

「資産」は、①将来の資金流入をもたらすもの、②将来の行政サービス提供能力を有するものに整理されます。

「負債」とは、将来、債権者に対する支払や返済により地方公共団体から資金流出をもたらすものであり、地方債がその主たる項目です。

また、「純資産」は、資産と負債の差額であり、地方税、地方交付税、国庫補助金など将来の資金の流出を伴わない財源や資産評価差額などが計上されます。

(単位:千円)

| 資産の部 | 22年度 | 23年度 | 比較(22~23年) | |
|-----------|------------|------------|------------|--------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 1.金融資産 | 7,790,497 | 8,704,838 | 914,341 | 11.7% |
| (1)資金 | 1,857,023 | 1,842,284 | -14,739 | -0.8% |
| (2)未収金 | 744,185 | 740,144 | -4,041 | -0.5% |
| (3)貸付金 | 75,000 | 76,190 | 1,190 | 1.6% |
| (4)その他債権 | 11,477 | 0 | -11,477 | 0.0% |
| (5)貸倒引当金 | -74,544 | -74,942 | -398 | 0.5% |
| (6)有価証券 | 38,479 | 37,287 | -1,192 | -3.1% |
| (7)出資金 | 188,337 | 31,945 | -156,392 | -83.0% |
| (8)基金・積立金 | 4,930,540 | 5,875,538 | 944,998 | 19.2% |
| (9)その他の投資 | 20,000 | 176,392 | 156,392 | 782.0% |
| 2.非金融資産 | 67,210,914 | 67,573,631 | 362,717 | 0.5% |
| (1)事業用資産 | 25,130,684 | 25,031,943 | -98,741 | -0.4% |
| (2)インフラ資産 | 42,080,230 | 42,541,688 | 461,458 | 1.1% |
| 資産合計 | 75,001,411 | 76,278,469 | 1,277,058 | 1.7% |

| 負債の部 | 22年度 | 23年度 | 比較(22~23年) | |
|--------------|------------|------------|------------|--------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 1.流動負債 | 854,693 | 860,660 | 5,967 | 0.7% |
| (1)地方債(短期) | 658,807 | 645,534 | -13,273 | -2.0% |
| (2)賞与引当金 | 100,355 | 123,236 | 22,881 | 22.8% |
| (3)その他 | 95,531 | 91,890 | -3,641 | -3.8% |
| 2.非流動負債 | 9,630,995 | 10,576,500 | 945,505 | 9.8% |
| (1)地方債 | 8,544,419 | 8,807,626 | 263,207 | 3.1% |
| (2)退職給付引当金 | 1,083,789 | 1,755,980 | 672,191 | 62.0% |
| (3)その他 | 2,787 | 12,894 | 10,107 | 362.6% |
| 負債合計 | 10,485,688 | 11,437,159 | 951,471 | 9.1% |
| 純資産の部 | | | | |
| 純資産合計 | 64,515,725 | 64,841,310 | 325,585 | 0.5% |
| 負債及び純資産合計 | 75,001,413 | 76,278,469 | 1,277,056 | 1.7% |

- ① 貸借対照表は、村の財政状況を一目でわかるようにしたものです。
- ② 資産の部は、村の持つ資産で762億円余り（村民1人当たり約188万円）、それがどうして出来たのかを負債及び純資産が表しています。762億円余りのうち、約648億円は平成22年度以前に村民が営々とつくりあげてきたものであり、約114億円は借入金やその他の資金でできています。
- ③ 純資産比率（純資産/総資産）は、85.0%で全国水準（70.0%）を上回っています。
- ④ 地方債については、約95億円、村民1人当たり約23.2万円の借金を持っていることになります。
- ⑤ 平成22年と比較するとインフラ資産（道路等）が増加しています。これは、村の公共資産整備が増加しているためであり、連結先のインフラ資産が平成23年度に増加したものではありません。
- ⑥ また、平成22年と比べ負債の地方債が増加していますが、連結先については公債の発行はなく、増加分については村で地方債を発行したものです。

3 行政コスト計算書（P/L）

行政コスト計算書は、一会計期間における、資産形成を伴わない経常的な行政活動に伴う純経常費用（純経常行政コスト）を表す財務書類です。

行政コスト計算書は、一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用（経常的な費用）と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、地方公共団体の一会計期間中の行政活動のうち、資産形成に結びつかない経常的な活動について税収等でまかなうべき行政コスト（純経常費用（純経常行政コスト））が明らかにされます。

行政コスト計算書は、企業会計における損益計算書に対応するものといえますが、損益計算書が一会計期間の営業活動に伴う収益・費用を対比して「当期純利益」を計算するのに対して、行政コスト計算書は一会計期間の経常的な行政活動に伴う費用と上述の収益を対比して「純経常費用（純経常行政コスト）」を算出する点で大きく異なります。これは、地方公共団体の行政活動は企業のように利益の獲得を目的としないこと、新地方公会計では、税収を行政コスト計算書ではなく、純資産変動計算書に計上することと関係します。これは、損益計算書の収益として計上される売上高は企業が提供する財貨やサービスの直接の対価であるのに対して、税収は対価性なく村民から徴収される財源であり、行政コスト計算書が対象とする経常的な行政活動のほか、インフラ資産などの資産形成等にも用いられることを予定した財源であることによります。

① 行政コスト計算書

は、企業の損益計算書にあたるもので、貸借対照表は、ストックの財政状態を表すものとすれば、これからの3つの財務諸表は、フローの財政状態を表しています。

② 人にかかるコスト

のうち、人件費は、村の職員給与、議員報酬、福利厚生などの他、臨時職員の給料や種々の講習会の講師謝礼も含んでい

ます。この人件費の負担は村民1人当たり約7.9万円になります。

③ 物件費・経費は、人件費以外すべての業務費用です。

「(2)減価償却費」と「(3)維持補修費」は、設備に関する費用です。減価償却費は、設備が劣化してそのうち使えなくなるので、その時の更新費用を予め引き当てておこうということですが、簡単にいえば、設備の使用料と考えて下さい。

事業用資産に関する減価償却費のみをここで計上し、インフラ資産のものは次の純資産変動計算書で、その他の減少（直接資本減耗）として計上されます。

「(3)維持補修費」は、設備が目的とした機能を果たしていけるように行った修繕の費用です。

④ 移転支出的なコストとは、それで直接サービスを行う費用で、村を通じていろいろなところへ移転した金額です。

また、「(1)他会計への移転支出」は、単体会計内で相殺処理しております。

「(2)補助金等移転支出」は、村民の皆様の様々な仕事への補助となるものです。

「(3)社会保障関連費等移転支出」は、非常に大きな負担となっております。

ですからこの3つの行政コストからはずして考えるべきかもしれません。

⑤ 平成22年度と比較するとコストの増加が分かります。経常費用の合計は、約176億であり、平成22年度より約9千万円増加しています。

⑥ すべての行政コストから、直接の受益者が負担する額、使用料、手数料である業務収益・業務関連収益を引いたものが、純粋な行政コストです。このコストは、当然税金などでカバーされなければなりません。これが次の純資産変動計算書で表わされます。

| 行政コスト計算書 | 22年度 | 23年度 | 比較(22~23年) | |
|---------------------------|------------|------------|------------|--------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 経常費用 | 19,695,444 | 20,195,590 | 500,146 | 2.5% |
| 1.人にかかるコスト | 3,008,739 | 3,213,223 | 204,484 | 6.8% |
| (1)議員歳費・職員給与 | 1,169,990 | 1,142,466 | -27,524 | -2.4% |
| (2)その他 | 1,838,749 | 2,070,756 | 232,007 | 12.6% |
| 2.物件費・経費 | 3,508,618 | 3,703,310 | 194,692 | 5.5% |
| (1)消耗品費 | 319,627 | 292,839 | -26,788 | -8.4% |
| (2)減価償却費(事業用資産) | 679,430 | 766,639 | 87,209 | 12.8% |
| (3)維持補修費 | 253,815 | 195,499 | -58,316 | -23.0% |
| (4)その他物件費 | 812,821 | 835,780 | 22,959 | 2.8% |
| (5)委託費 | 1,123,605 | 1,245,170 | 121,565 | 10.8% |
| (6)その他経費 | 319,320 | 367,383 | 48,063 | 15.1% |
| 3.業務関連費用 | 415,698 | 474,815 | 59,117 | 14.2% |
| (1)公債費(利払分) | 180,432 | 173,712 | -6,720 | -3.7% |
| (2)その他の業務関連費用等 | 235,266 | 301,103 | 65,837 | 28.0% |
| 4.移転支出 | 12,762,389 | 12,804,242 | 41,853 | 0.3% |
| (1)他会計への移転支出 | 0 | 48 | 48 | 0.0% |
| (2)補助金等移転支出 | 9,044,171 | 10,888,918 | 1,844,747 | 20.4% |
| (3)社会保障関連費等移転支出 | 3,592,568 | 1,862,310 | -1,730,258 | -48.2% |
| (4)その他の移転支出 | 125,650 | 52,966 | -72,684 | -57.8% |
| 経常収益 | 2,184,691 | 2,595,871 | 411,180 | 19.0% |
| 1.業務収益 | 1,956,478 | 2,365,234 | 408,756 | 21.0% |
| 2.業務関連収益 | 228,213 | 230,637 | 2,424 | 1.0% |
| 純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益) | 17,510,753 | 17,599,719 | 88,966 | 1.0% |

4 純資産変動計算書（NMW）

純資産変動計算書は、一会計期間において、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目がどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書は、貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。

純資産変動計算書においては、地方税、地方交付税などの一般財源、国県支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常費用（純経常行政コスト）が純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

① 純資産変動計算書は、

財政状態のフローを純資産の変動の角度から見たものです。

② 純資産を減少させるものは、まず先程計算した

純経常行政コスト（これは、業務費用+引当繰入額からなっています）と、「その他の減少」に計上されているインフラ資産の減価償却費（目減り分）

です。これら全体を(A)とします。

③ 純資産の増加分は、税収や国や県からの種々の補助金です。その他寄附金や他会計からの収益金もあります。これを(B)とします。

④ このどちらが多いかで、次世代へ「負担額」を先送りしたのか、「余剰額」を引き継いだのかということになります。(A)が多ければ、当然「負担額」を先送りしたのであり、(B)が多ければ、「余剰額」を引き継いだことになります。実際に使った費用と設備の劣化費、必要な引当額を当世代が払うものと考えたら、最低必要な税額の見当がつかます。

⑤ 村の平成23年度は、差引231,535千円の純資産の増加となっています。

| 純資産変動計算書 | 22年度 | 23年度 | 比較(22~23年) | |
|----------------|-------------|-------------|------------|---------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 期首純資産残高 | 62,605,487 | 64,609,775 | 2,004,288 | 3.2% |
| 純経常行政費用 | -17,510,753 | -17,599,719 | -88,966 | 0.5% |
| 直接資本減耗(インフラ資産) | -665,619 | -788,859 | -123,240 | 18.5% |
| 財源調達 | 20,024,289 | 19,069,186 | -955,103 | -4.8% |
| 税収 | 3,571,006 | 3,897,467 | 326,461 | 9.1% |
| 社会保険料 | 1,366,222 | 1,121,814 | -244,408 | -17.9% |
| 移転収入(他会計移転収入) | 0 | 90 | 90 | 0.0% |
| 移転収入(補助金等) | 11,630,583 | 10,810,076 | -820,507 | -7.1% |
| 移転収入(その他移転収入) | 3,456,478 | 3,239,739 | -216,739 | -6.3% |
| 資産形成充当財源変動 | 62,321 | -449,072 | -511,393 | -820.6% |
| 期末純資産残高 | 64,515,725 | 64,841,310 | 325,585 | 0.5% |

5 資金収支計算書（C/F）

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。

資金収支計算書は、一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示した財務書類です。現金等の収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれます。

現金収支については、現行の歳入歳出決算書においても明らかにされますが、資金収支計算書においては、新地方公会計では「経常的収支」「資本的収支」「財務的収支」という性質の異なる三つの活動に大別して記載され、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。この点、企業会計のキャッシュ・フロー計算書においては、「営業活動」「投資活動」「財務活動」という三つの活動に区分されます。

「経常的収支」が対象とする「支出」は、基本的に行政コスト計算書が発生主義で計上する資産形成を伴わない

経常的な行政活動に伴う費用を現金主義で捉え直したものであり、「収入」は、地方税、地方交付税などの経常的な収入を計上するものです。地方公共団体は、資産形成を伴わない経常的な行政活動のほか、施設の建設や、道路、橋梁などインフラ資産の形成なども行っていかねばなりませんので、経常的収支は黒字に保たれるのが通常です。

(単位:千円)

| 資金収支計算書 | 22年度 | 23年度 | 比較(22～23年) | |
|---------|------------|------------|------------|---------|
| | | | 増減額 | 伸び率 |
| 1.経常的収支 | 3,343,011 | 2,380,526 | -962,485 | -28.8% |
| 経常的支出 | 18,866,714 | 19,229,408 | 362,694 | 1.9% |
| 経常的収入 | 22,209,725 | 21,609,934 | -599,791 | -2.7% |
| 2.資本的収支 | -3,422,308 | -2,430,682 | 991,626 | -29.0% |
| 資本的支出 | 3,920,341 | 2,967,800 | -952,541 | -24.3% |
| 資本的収入 | 498,033 | 537,119 | 39,086 | 7.8% |
| 3.財務的収支 | -311,518 | 33,296 | 344,814 | -110.7% |
| 財務的支出 | 862,228 | 838,378 | -23,850 | -2.8% |
| 財務的収入 | 550,710 | 871,675 | 320,965 | 58.3% |
| 当期収支 | -390,815 | -16,860 | 373,955 | -95.7% |
| 期首資金残高 | 2,247,838 | 1,859,144 | -388,694 | -17.3% |
| 期末資金残高 | 1,857,023 | 1,842,284 | -14,739 | -0.8% |

① これは、今までに作成してきた決算書と同じ内容です。すなわち、現金（資金）の出入りがどのようになっているかです。本年度末残高は、昨年度末残高より約1千5百万円の減少です。

② 経常的収支は、資産の形成に関係がなく直接純資産の増大・減少をもたらす資金の収支を表します。費用として処理される人件費や消耗品費のような物件費の支出と、村に入ってきた資金での収入の関係です。ですから、行政コストや純資産変動計算書では支出と考えられた資産の目減り分（減価償却費や直接資本減耗）は、お金が出て行っていないので、その分少なく、大抵プラスとなります。

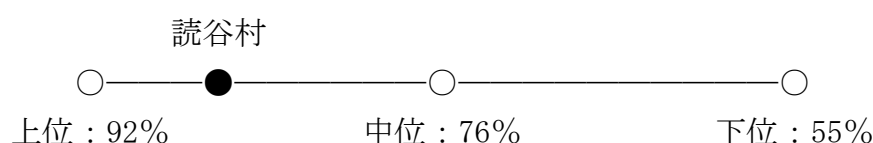
- ③ しかし、その残った分は資産の目減り分を補充するに等しい資産の取得に充てられています。これが資本的収支（公共資産整備収支）のマイナス分になっています。
- ④ 財務的収支は、主として地方債の元利償還支出と新しい地方債の発行による収入の差額です。ですから、ここは大きなマイナスになった方が良いでしょう。
- ⑤ 平成 22 年度と比較すると、資本的支出が減少しています。これは、平成 23 年度は平成 22 年度に比べ公共資産整備が減ったからです。

6 発生主義の観点からの自治体経営分析

① 純資産比率（単体会計） 86.3%

＝純資産合計/総資産合計

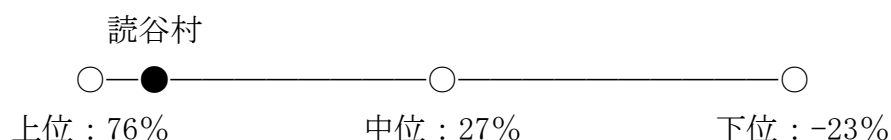
資産のうち、どの割合が正味の資産、すなわち村民の持ち分であるかを示しています。民間では、企業の財務能力の判断のために最も重視される比率です。利益の獲得が目的である民間企業では、借入金を将来利益での返済を予定するので、この比率は低いのですが（トヨタ自動車で32%程度）、地方公共団体では7割が標準です。地方公共団体の場合は、借入金の返済原資は将来の税収であり、その税収のうち減価償却引当として内部保留される資金と、費用支出の残額しかないので借入の比率が高いと財政不安となります。



② 実質純資産比率（単体会計） 68.6%

＝（純資産合計－インフラ資産）/（総資産合計－インフラ資産）

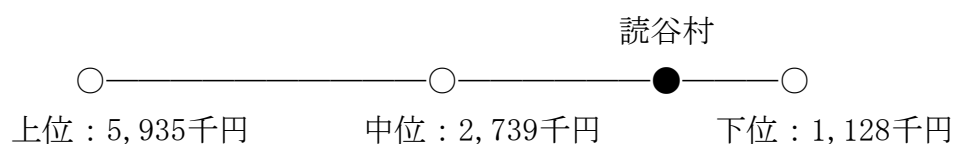
インフラ資産とは、道路・河川の様にサービスの源泉となっていますが、経済的取引にはなじまない資産です。したがって、地方公共団体の返済能力を厳密に検討するために、その資産を除いて、負債と比べねばなりません。この比率がマイナスになると負債の担保は事実上ないということになります。財務の安全性を直接表現する指標といえるでしょう。



③ 住民一人当たり資産額（単体会計） 1,802千円

＝資産合計/住民基本台帳人口

村が所有している資産を住民一人当たりに換算した額です。資産は現金や有価証券などの金融資産と、事業用資産やインフラ資産などの非金融資産の合計となります。有形固定資産（非金融資産）の質は充分検討しなくてはならないので、金額だけでは正確な村民への貢献度を計ることはできません。注意すべきは地方債残高の問題で、地方債をどんどん発行して社会資本を整備していけば、その社会資本は正の遺産ではなく負の遺産でもあります。従って、ここでこそバランス良くみるために「貸借対照表」が重要な意味を持つのです。



④ 住民一人当たりの行政コスト（普通会計） 230千円

＝純経常費用/住民基本台帳人口

行政の本当の意味での効率性を表す重要な指標です。行政内容は、企業活動など、地方公共団体によって差異はないので、その人口一人当たりコストを比較することは極めて大きな意義を持ちます。そして、このコストの中には、退職給付引当金や減価償却費など目に見えないコストも算入されているので、これまでよりずっと正確なコストなのです。ただ、規模のメリットにより大規模地方公共団体の方が、一人当たりのコストは小さくなることは当然（効率性が高い）なので、同規模の地方公共団体と比較する必要があります。

